

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和4年11月29日

県南広域振興局長 永井 榮一

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 有限会社小専商店

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーオセン北上店 北上市流通センター8番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(4) 変更の年月日

ア 平成16年11月24日

イ 平成17年11月1日及び令和3年7月15日

ウ 平成17年11月1日及び令和3年7月15日

(5) 変更の理由

ア 住居表示の確定のため

イ 設置者の住所及び代表者の変更のため

ウ 小売業者の住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日 令和4年11月15日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所